

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：井辻食産株式会社

(2) 代表者職氏名：代表取締役 井辻 龍介
代表取締役 井辻 隆行

(3) 所在地：広島県安芸高田市八千代町土師 67 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 2 年 7 月 16 日認定「認 2009005673」「認 2009005674」「認 2009005675」

令和 5 年 1 月 25 日認定「認 2209012645」「認 2209012646」「認 2209012647」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 3 月 13 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社井上組
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 井上 貴史
 - (3) 所在地：東京都立川市砂川町8丁目17番地2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和5年3月8日認定「認 2204064310」「認 2204064311」
同年4月18日認定「認 2204070073」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社金子商事
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 金 明珠
- (3) 所在地：埼玉県草加市神明2丁目2番9号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10件）

- 令和2年2月13日認定「認 1904082809」「認 1904082810」「認 1904082811」
令和3年10月15日認定「認 2104023280」「認 2104023281」「認 2104023282」
令和4年9月16日認定「認 2204019821」
令和5年6月26日認定「認 2304015963」
同年8月14日認定「認 2304032969」
同年9月6日認定「認 2304040682」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社鹿野建築
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 鹿野 晃弘
 - (3) 所在地：愛知県蒲郡市一色町福地 24 番地 2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）
令和 2 年 10 月 20 日認定「認 2006022524」「認 2006022525」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 3 月 13 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社川金ダイカスト工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鈴木 信吉
代表取締役 三輪 政彦
- (3) 所在地：福島県白河市白坂陣場 15 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（34 件）

- 令和 2 年 3 月 23 日 認定 「認 1902013412」 「認 1902013413」 「認 1902013414」
「認 1902013415」 「認 1902013416」 「認 1902013417」
「認 1902013418」 「認 1902013419」 「認 1902013420」
「認 1902013421」
- 令和 3 年 10 月 29 日 認定 「認 2102003339」 「認 2102003340」 「認 2102003341」
「認 2102003342」 「認 2102003343」 「認 2102003344」
「認 2102003345」 「認 2102003346」 「認 2102003347」
「認 2102003348」
- 令和 4 年 2 月 4 日 認定 「認 2102005937」 「認 2102005938」 「認 2102005939」
「認 2102005940」 「認 2102005941」 「認 2102005942」
「認 2102005943」 「認 2102005944」 「認 2102005945」
- 同年 4 月 20 日 認定 「認 2102007064」 「認 2102007065」 「認 2102007066」
- 同年 8 月 19 日 認定 「認 2202002771」 「認 2202002772」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 3 月 13 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：岸上バルブ株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 岸上 好廣
 - (3) 所在地：大阪府八尾市南木の本2丁目54番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）
 - 令和2年6月5日認定「認2008005040」
 - 令和3年10月25日認定「認2108009801」「認2108009802」「認2108009803」
 - 「認2108012670」「認2108012671」
 - 同年11月12日認定「認2108014927」
 - 令和5年1月26日認定「認2208025376」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：三和産業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鶴巻 定信
- (3) 所在地：岡山県倉敷市真備町妹 1835 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

- 令和 2 年 12 月 18 日 認定 「認 2009014918」
- 令和 3 年 6 月 29 日 認定 「認 2109001247」
- 令和 4 年 8 月 8 日 認定 「認 2209000403」
- 同年 11 月 16 日 認定 「認 2209005775」 「認 2209005776」
- 同年 11 月 30 日 認定 「認 2209011118」
- 令和 5 年 5 月 29 日 認定 「認 2209005808」 「認 2209005809」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 3 月 13 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 2 号及び第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社四国開発
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小林 元義
代表取締役 望月 秀謙
- (3) 所在地：東京都狛江市東野川4丁目1番13号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

- 令和元年10月30日認定「認 1904035861」「認 1904035862」「認 1904035863」
令和2年10月28日認定「認 2004041591」「認 2004041592」「認 2004041593」
「認 2004041594」
令和3年9月28日認定「認 2104015865」
令和4年7月12日認定「認 2204009451」「認 2204009452」「認 2204009453」
「認 2204009454」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社タカタ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 高田 基孝
- (3) 所在地：岡山県倉敷市児島下の町4丁目3番26号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（19件）

平成30年6月5日認定「認1809002706」「認1809002708」
令和元年8月21日認定「認1909009039」「認1909009040」「認1909009041」
「認1909009044」
同年12月13日認定「認1909016371」
令和2年8月18日認定「認2009007541」「認2009007542」「認2009007547」
同年9月10日認定「認2009007543」「認2009007544」「認2009007545」
令和3年2月24日認定「認2009017250」
同年11月11日認定「認2109006395」「認2109006396」
令和4年2月22日認定「認2109011890」「認2109011891」「認2109011892」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ナカヤ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 守屋 祐弥
- (3) 所在地：静岡県磐田市国府台7番地21 トワール国府台101

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

- 令和2年11月13日認定「認 2006028485」「認 2006028487」
令和3年2月3日認定「変認 2006003018」「変認 2006003023」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：日研トータルソーシング株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 清水 浩二
 - (3) 所在地：東京都大田区西蒲田7丁目23番3号日研第一ビル

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（68件）

令和2年10月30日認定	「認2004035908」	「認2004035909」	「認2004035910」
	「認2004035911」		
同年11月30日認定	「認2004044217」	「認2004044218」	「認2004044219」
令和3年1月6日認定	「認2004035912」	「認2004035914」	
同年1月19日認定	「認2004035913」		
同年7月20日認定	「認2104009748」		
同年8月3日認定	「認2104008791」	「認2104008792」	
同年8月11日認定	「認2104013020」	「認2104013021」	
同年8月25日認定	「認2104013765」	「認2104013766」	
同年9月8日認定	「認2104016592」	「認2104016593」	
同年9月9日認定	「認2104016135」	「認2104016136」	「認2104016137」
同年9月24日認定	「認2104018774」	「認2104018775」	「認2104018776」
	「認2104018777」	「認2104018778」	
同年11月29日認定	「認2104031308」	「認2104031309」	「認2104031310」
	「認2104031311」		
同年12月6日認定	「認2104033696」	「認2104033697」	「認2104033698」
	「認2104033699」		
同年12月9日認定	「認2104034148」	「認2104034149」	「認2104034150」
	「認2104034151」		
令和4年1月7日認定	「認2104037443」	「認2104037444」	「認2104037445」
	「認2104037446」	「認2104037447」	「認2104037448」
同年1月12日認定	「認2104037772」	「認2104037773」	「認2104037774」
	「認2104037775」	「認2104037776」	「認2104037777」
同年1月26日認定	「認2104038884」		
同年2月14日認定	「認2104039987」	「認2104039988」	「認2104039989」
	「認2104039990」	「認2104039991」	
同年3月11日認定	「認2104042980」	「認2104042981」	
同年3月30日認定	「認2104044551」	「認2104044552」	
令和5年2月2日認定	「認2204031266」	「認2204031267」	
同年4月4日認定	「認2204057196」	「認2204057197」	「認2204057198」
	「認2204057199」	「認2204057200」	

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 6 年 3 月 13 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号(同法第 9 条第 6 号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：深井 末男
- (2) 代表者氏名：深井 末男
- (3) 所在地：岐阜県本巣市文殊 2634 番地 20 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

- 令和元年10月21日認定「認 1906038730」
- 令和 2 年 6 月 4 日認定「認 2006007679」
- 令和 4 年 7 月 11 日認定「認 2206004353」
- 同年 7 月 19 日認定「認 2206006301」「認 2206006302」
- 同年 8 月 2 日認定「変認 2206000738」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 6 年 3 月 13 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：藤本建設株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤本 政和
 - (3) 所在地：京都府京田辺市大住関屋 15 番地 12

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）

令和 2 年 8 月 17 日認定「認2008011174」「認2008011175」
令和 3 年 11 月 9 日認定「認2108011440」
令和 4 年 10 月 12 日認定「認2208010991」「認2208010992」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 3 月 13 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社穂岳
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 山本 正樹
 - (3) 所在地：愛知県新城市巢山字中嶋 42 番地 3

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和3年2月26日認定「認 2006042623」

令和4年8月2日認定「認 2206005122」「認 2206005123」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社マルカワ建設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 川手 昇
- (3) 所在地：兵庫県神戸市中央区相生町4丁目1番42号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10件）

- 令和3年6月23日認定「認2108003044」「認2108003045」
同年9月2日認定「認2108008842」「認2108008843」
同年11月22日認定「認2108016022」
令和4年12月5日認定「認2208019231」「認2208019232」
令和5年3月14日認定「認2208035947」「認2208035948」「認2208035949」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社みさき果樹園
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 菊池 安光
- (3) 所在地：愛媛県西宇和郡伊方町中之浜 328 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

- 令和 3 年 1 月 20 日認定 「認 2011005074」 「認 2011005075」
同年 2 月 12 日認定 「認 2011005360」 「認 2011005361」
同年 10 月 14 日認定 「認 2111002155」 「認 2111002156」
同年 12 月 13 日認定 「認 2111002609」
令和 5 年 1 月 30 日認定 「認 2211004335」 「認 2211004336」 「認 2211004337」
「認 2211004338」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 3 月 13 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社未来創建
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 池内 健太
 - (3) 所在地：香川県坂出市西庄町 1034 番地 7

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

令和3年2月24日認定「認 2010004378」「認 2010004379」「認 2010004380」
令和5年4月3日認定「認 2210005431」「認 2210005432」「認 2210005433」
「認 2210005494」「認 2210005495」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年3月13日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。